

消費者教育推進部会の設置について

消費者教育推進計画について

- 消費者教育推進法に基づく都道府県消費者教育推進計画
- 都においては、平成30年度より、消費生活基本計画と一体のものとして策定

部会の役割・位置づけ

- 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議するとともに、消費者教育推進計画に対して意見
- 消費者教育推進法に基づく消費者教育推進地域協議会に位置づけ

設置・開催状況

- 第22次審議会より設置（第5回総会(平成25年5月21日)決定）
- 基本計画改定の際には、基本計画を検討する部会と合同開催し、連携

（参考）消費者教育の推進に関する法律(抜粋)

（都道府県消費者教育推進計画等）

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

（消費者教育推進地域協議会）

第二十条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。